

令和4年第7回(5月)

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和4年5月11日(水) 午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第34号 新潟県知事選挙における選挙人名簿の抹消について
 - 議案第35号 新潟県知事選挙における選挙人名簿の登録について
 - 議案第36号 新潟県知事選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第37号 在外選挙人名簿への登録について
- 4 協議事項
 - 協議1 新潟県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 協議2 新潟県知事選挙における投票所の投票立会人の選任について
 - 協議3 新潟県知事選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について
 - 協議4 新潟県知事選挙における開票計画について
- 5 報告事項
 - 報告1 新潟県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告2 新潟県知事選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告3 新潟県知事選挙に伴う市区町村選挙管理委員会委員長書記長会議の結果について
 - 報告4 新潟県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更及び設置完了について
 - 報告5 新潟県知事選挙における投票所入場券の郵送について
 - 報告6 第26回参議院議員通常選挙執行の基本的事項について
 - 報告7 専決処分した内容について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和3年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「18才になりました。若い力 勇気をもって投票へ」 古城小学校5年 星野 憩 さん

議案第 34 号 新潟県知事選挙における選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を新潟県知事選挙における選挙人名簿から抹消する。

令和 4 年 5 月 11 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 5 月 10 日 までの間の	死亡者数 A	129	157	286
	転出者数 B	142	96	238
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		271	253	524

議案第 35 号 新潟県知事選挙における選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、次のとおり令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における選挙人名簿の登録を行う。

令和 4 年 5 月 11 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 4 年 3 月 1 日）現在の名簿登録者数 A	77,453	81,241	158,694
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の選挙時登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回登録日から今回までの間の抹消者数 E	494	448	942
今回選挙時登録における新規登録者数 F	475	390	865
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	77,434	81,183	158,617

議案第 36 号 新潟県知事選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙に伴う令和 4 年 5 月 11 日現在の選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	158,617 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,173 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,437 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	52,873 人

(5 月 11 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 37 号 在外選挙人名簿への登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、次の者を在外選挙人名簿に登録する。

氏名	生年月日	性別	登録種別 (登録日)	国名	登録申請日	備考
		女	最終住所地 (令和 4 年 5 月 11 日)			

<参考>

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 4 年 4 月 6 日現在） の名簿登録者数	A	29	52	81
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	0	1	1
令和 4 年 5 月 11 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	29	53	82

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

協議 1 新潟県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における期日前投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 38 条第 1 項の規定により、別紙 1 のとおり選任してよいか協議する。

(5 月 12 日選任・通知予定)

協議 2 新潟県知事選挙における投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 38 条第 1 項の規定により、別紙 2 のとおり選任してよいか協議する。

(5 月 12 日選任・通知予定)

協議 3 新潟県知事選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについては、次のとおり対応してよいか協議する。

1 選挙事務所への注意喚起

- ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
- ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
- ・広報車による周知活動中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。

2 撤去命令の通知等

違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を発出するとともに、県選挙管理委員会への報告及び地元警察署への通報を行う。

3 参考（通報件数）

0 件

協議 4 新潟県知事選挙における開票計画について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画等を取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票計画 別紙 3 のとおり
- 2 検収・開票事務要領 別紙 4 のとおり

報告 1 新潟県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、諸般の事情によりその職に就けないことから、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙 5 のとおり選任者を変更するとともに、告示予定であることを報告する。

(5 月 12 日告示予定)

報告 2 新潟県知事選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者について、諸般の事情によりその職に就けないことから、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙 6 のとおり選任者を変更するとともに、告示予定であることを報告する。

(5 月 12 日告示予定)

報告3 新潟県知事選挙に伴う市区町村選挙管理委員会委員長書記長会議の結果について

標記会議が次のとおり開催されたので、その結果を報告する。

- 1 日 時 令和4年4月21日(木) 午後1時30分～午後2時40分
- 2 会 場 新潟県自治会館本館 講堂
- 3 出席者 横田事務局長
- 4 内 容 新潟県知事選挙の管理執行について ほか

報告4 新潟県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更及び設置完了について

令和4年5月29日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場について、次のとおり設置場所を変更するとともに全箇所設置したことを報告する。

- 1 設置場所を変更したポスター掲示場
別紙7のとおり(全1,019か所のうち今回の変更箇所は15か所)
- 2 設置完了日
令和4年5月10日(火)

(同日告示)

報告5 新潟県知事選挙における投票所入場券の郵送について

令和4年5月29日執行予定の新潟県知事選挙における投票所入場券の郵送について、4月28日(木)に郵便局に引渡し、5月9日(月)から11日(水)までの間に各世帯に郵送していることを報告する。

報告 6 第 26 回参議院議員通常選挙執行の基本的事項について

第 26 回参議院議員通常選挙の執行に係る基本的事項について、新潟県選挙管理委員会書記長から次のとおり通知があったので報告する。

1 選挙人名簿の登録について

(1) 基準日 公示日の前日

ただし、年齢については選挙期日現在とする。

(2) 登録日 公示日の前日

2 ポスター掲示場について

(1) ポスター掲示場にポスターを掲示できる日は、公示の日からとする。

(2) ポスター掲示場の区画数は 6 区画とする。

3 投票用紙の調製について

区 分	投票用紙の色	字色・印影の色
新潟県選出議員選挙	クリーム色	黒色
比例代表選出議員選挙	白色	赤色

4 主な日程について (7 月 10 日投票の場合)

月 日 (曜)	会 議 名 等
6 月 1 日 (水)	明るい選挙推進会議
2 日 (木)	立候補予定者説明会
3 日 (金)	市区町村選管委員長書記長会議
8 日 (水)	投票用紙発送
21 日 (火)	選挙人名簿基準日・登録日
22 日 (水)	公示日
26 日 (日)	選挙公報発送
28 日 (火)	市区町村選管書記長会議
7 月 10 日 (日)	投票日
12 日 (火)	点検結果報告検収
13 日 (水)	選挙会 当選証書付与

報告 7 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
10	令和4年4月22日	新潟県知事選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について
11	令和4年5月6日	令和4年第7回（5月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について
12	令和4年5月6日	令和4年第8回（5月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について
13	令和4年5月10日	新潟県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について